

留守家庭児童育成室運営業務委託に関する御質問と市の考え方

平成27年10月16・19日の説明会以降、保護者の皆様からいただいた御意見や御質問の趣旨と、それに対する考え方をまとめています。9月の説明会でいただいた御意見等も、最新の内容に修正し、あらためてお示ししています。

平成27年12月12日現在

NO	御質問の主旨	考え方
【委託する理由など】		
1	なぜ、留守家庭児童育成室の運営を委託するのですか。	<p>平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度において、放課後児童健全育成事業は対象学年が6年生まで拡大され、市町村は高学年のニーズを把握し、量の見込みと確保方策を子ども・子育て支援事業計画に定め、対象学年の拡大に計画的に取り組んでいく必要があります。</p> <p>本市では、平成27年3月に策定した吹田市子ども・子育て支援事業計画において、市民の皆様の年限延長に対する高いニーズを踏まえ、平成29年度に4年生まで、平成30年度に5年生まで、平成31年度に6年生まで、対象学年を順次拡大することとしました。</p> <p>対象学年を拡大すると、児童数は現在の1.5倍以上に増えると見込んでいますが、指導員も同様の割合で増員が必要となります。特に4年生までの利用は多いと見込まれるため、4年生を受入れる平成29年度までに、指導員の体制を確保しなければなりません。しかし、現行の3年生までを対象にした事業におきましても、多くの欠員(10月1日現在、欠員14名)を抱え、指導員の確保と人材育成が大きな課題となっています。</p> <p>指導員の確保については、繰り返し募集を行う等対応してきましたが、採用後の定着率の悪さも相まって状況の改善は図れていません。</p> <p>こうしたことから、指導員の人材を確保し、保育の質を維持しながら対象学年を拡大するために、吹田市内で事業活動を行う社会福祉法人及び学校法人に限定し、全体の3分の1にあたる12育成室の運営を業務委託していくことといたしました。</p>
2	コスト削減のため民間委託をするのですか。	<p>運営業務の民間委託は、早期の対象学年拡大や開室時間の延長のために行うものです。コスト削減を目的としたものではありません。</p>
3	4年生まで拡大する平成29年度から、運営委託もはじめればいいのかではないのですか。	<p>4年生までの年限延長は、平成29年度を予定していますが、それまでに、増加する児童の保育を担う指導員の体制を確保しておく必要があります。</p> <p>また、委託に際しての引継ぎや委託後の進行管理を丁寧に確実に進めていくためには、一度に11か所を委託するのではなく、平成28年度、平成29年度の2カ年に分けて実施する必要があるものです。</p>
4	5か所の委託対象育成室は、どのように選ばれたのですか。	<p>6年生まで対象学年を拡大し児童数が増えた場合でも施設が確保できていることを最優先の条件とし、その上で、学校の授業を考慮し、校門から校舎内を通らず育成室に行くことができる場所を選定いたしました。</p>
5	児童数が多く、指導員も大勢必要となる運営の難しい育成室を委託する方が市にとって都合がいいのではないのですか。	<p>入室児童数が多い育成室では、学校の児童数も多く、教室に余裕がありません。そのため、対象学年を拡大していくには、学校と協議して、授業に支障がない放課後に特別教室等を時間借りて運営する場合があります。施設確保のための学校との調整や協議の業務は、民間事業者に委託することはできません。</p>
6	委託するメリットなどを教えてもらえないのですか。	<p>民間委託によるメリットとして、これまでからニーズの高かった午後7時までの時間延長が実施できることや、主任指導員の配置による、円滑な育成室運営等がございます。それに加え、事業者が豊富な実績やノウハウを発揮し、充実した保育が提供できると考えております。</p>

NO	御質問の主旨	考え方
7	指導員の確保が難しい理由は何が原因ですか。	退職した指導員からは、所定勤務時間以外の拘束が多く負担であるとの声を多く聴いていますが、業務外の事項であるため、対応に苦慮しているところです。
8	過去5年間の採用・退職者数と業務外の拘束を理由とした退職者数を教えて欲しい。	平成22年度から平成26年度までに54人を採用していますが、平成27年10月までに既に29人が退職しています。慰留や相談時に聴き取った理由では、業務外の拘束の負担を口にしていた者が9人ありました。
9	指導員の給料を上げるなど労働条件を改善したら希望者が増えるのでは。	本市では、これまで指導員の処遇を度々改善してまいりました。処遇に関しては、現在のところ、全国でもトップレベルの給与水準となっております。
10	指導員の定着率を低下させないような努力をしたのか。	定着率を上げるための手立てとして、指導員の配置や異動の際は通勤利便を考慮して行っており、子育て世代の指導員には、早退ができるような配慮も行っています。また、新たに採用した指導員には、勤務時間の内外に悩みを聴いたり相談を受けたりするなど、仕事を続けてもらえるよう支援しているところです。
11	市が指導員の確保ができないのに、民間事業者なら人材が確保できるのですか。	市の指導員の場合は、非常勤職員という雇用形態で勤務時間等の制約を受けます。一方、民間事業者の場合は、勤務時間の設定などにおいて柔軟な対応が可能で、指導員の確保においても独自のネットワークや人脈を活用し、幅広い方法を用いることが可能であると考えております。
【委託事業者に関することなど】		
12	どのような事業者を募集するのですか。	これまでの保育水準を維持し、指導員への細かい指示が即座に行え、迅速な対応が可能であることが望まれるため、児童の保育や教育の分野において事業実績があり、吹田市内に事業所を有する社会福祉法人、または学校法人とします。
13	社会福祉法人、学校法人といっても法人によっては良いとは限らないのではないのですか。	事業者の選定は公募プロポーザルで行い、提案金額で判断するのではなく、事業者に委託業務をどのように運営していくかを提案させ、その内容の優劣によって、委託先を選定することとしております。
14	募集は、5育成室一括で行うのですか。	育成室ごとに公募いたします。
15	応募が1事業者しかない場合は、自動的にその事業者が選定されるのですか。	保育の質を確保するために、選定方法として最低クリアすべき基準を設けています。この基準を満たす事業者がない場合は、選定することはありません。また、事業者を選定できなかった場合は、次年度、再び公募する予定です。
16	保育実績、育成室との距離等で事業者により条件はなんですか。	児童の保育や教育の実績がないところは、応募対象外とします。事業所から育成室までの距離が近いことは、指導員への細やかな指示が即座に行えたり、様々な事象に迅速な対応が期待できるため、選定の際に有利になる可能性があると考えています。
17	どのような事業者が応募したのか知ることにはできないのですか。	応募状況や選定の結果については、文書や市のホームページ等でお知らせいたします。
18	委託事業者が、急に辞めたらどうなるのですか。	委託先は地域に根ざした学校法人または社会福祉法人に限定しております。受託した事業を途中で辞めることは、信用を失い法人の活動に支障をきたすことに繋がるため、起こらないと考えております。しかし仮に委託事業者が途中で辞めるようなことがあれば、市が責任をもって対応いたします。

NO	御質問の主旨	考え方
19	3年後に別の事業者が応募した場合は、事業者が変わることはあるのですか。	3年後は、再度公募し事業者を選定することになります。プロポーザルに際しては、これまでの実績をアピールできる点で、先に受託している事業者が有利になることもあります。
20	主任指導員は市が選ぶのですか、それとも事業所が選ぶのですか。また、何人ですか。	主任指導員は事業者が選任し、育成室ごとに1名配置します。
【事業者の選定方法など】		
21	保護者に初めて説明した日から、実施までの期間が短すぎるのではないかと。	本年、4月に市長選挙が実施されましたが、選挙年は、選挙後改めて予算を編成するとともに、新しい施策について決定していくこととしております。そのため、市の政策決定が例年より遅くなり、その結果、保護者の皆様へは急な説明になるなど、御負担をかけたことを申し訳なく存じています。タイトなスケジュールになり恐縮ではございますが、皆様からいただいた御意見を参考に委託を進めていくとともに、事業者決定後は細かく打合せを行いながらいねいに保育を引き継いでまいります。
22	平成28年度新入室の保護者への説明はいつ実施するののか。	委託に係る予算案件が議決された10月19日以降は、窓口の説明を張り出すなどして周知を図っています。また、当該育成室に新規に申請されている保護者全員に文書を郵送して周知するとともに、2月に予定している事業者との顔合わせの説明会には、新規の方にもご案内を予定しています。
23	市が直接事業所を見学して決めてもらいたい。	事業者の選定においては、事業者の実績を十分把握して市が責任をもって選定してまいります。
24	公募プロポーザルには保護者の代表も入れるのでしょうか。	事業者の選定は、市の職員や学校長等で構成する庁内会議、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定会議において実施いたします。
25	委託業務に保護者の意見は取り入れられるのですか。	保護者説明会や文書等でいただいた皆様からのご意見につきましては、可能な範囲で仕様書や選定基準に反映させていただきました。
26	仕様書は事前に見せて意見の反映箇所を説明してください。	御意見等を踏まえて仕様書等を作成し、説明会を開催して内容を説明しております。
【千里丘北育成室に関して】		
27	千里丘北育成室のアンケートはどのような内容ですか。	選択式による回答方法だけでなく、自由記述による回答方法も設けて、様々な御意見や御要望をお聴きしました。設問例としては、「おやつ」や「学習の取り組み」についての設問や保護者の満足度やお子様の満足度に関する設問等でございます。
28	現在、委託による運営を行っている千里丘北育成室の運営状況はどうか。	今年度から運営を委託している育成室につきましては、児童育成課職員が頻繁に現地に赴き、運営状況を直接確認しております。また、学校長をはじめとする教職員への聴き取りを行い好評であること。さらに、6月末と夏休み後の9月の2回保護者アンケートを実施いたしましたところ、満足度の高い回答が得られており、これらの状況から、当該育成室は良好な育成室運営の下、適切な保育が行われているものと判断しております。

NO	御質問の主旨	考え方
29	千里丘北育成室の保護者の意見で、良かった点、悪かった点を聞かせてください。	アンケートの集計結果の良い評価としては、「安心して任せられる」や「熱心な先生に感謝している」、「保護者の負担が少ない」等をいただいております。悪い点としては「玩具をもっと増やしてほしい」や「親子のイベントをもっと設けてほしい」、「夏休みの開室時間を8時からにしてほしい」等がございました。
30	子どもたちがどのように思っているかが大切です。アンケートからそういうことはわからないのではありませんか。	アンケートにはお子様の満足度を聞く項目がございます。保護者がお子様を確認したうえで、回答をしていただき、それらも高い評価を得ております。また、年度当初から退室した児童が1名しかおらず、他の育成室に比べ非常に少ないことから、お子様にとっても望ましい育成室となっていると考えております。
31	千里丘北育成室は新設だから上手く運営できたのではないのか。	当該育成室には、1・2年生時を山二育成室で過ごした児童や4月から新たに入室した児童、また4月以降も次々と転入し入室児童があるなど、他の育成室にはない困難さを有しています。しかし、このような状況でも、良好な児童集団を作り上げています。保育の基盤となるのは児童の集団作りであり、この点の力量のある事業者を選定すれば、既設の育成室でも問題ないと判断しています。
32	指導員はどんな人ですか。	指導員の配置については、資格要件と配置人数は直営の育成室と同じです。
33	千里丘北育成室の1日のスケジュールを教えてください。	他の育成室のスケジュールを参考に組み立てており、最初に宿題をして、その後みんなでおやつを食べて、自由時間というような設定になっています。
34	千里丘北育成室ではどんなイベントがありますか。	映画会(夏の文化行事)、自然体験交流センターでの1日キャンプ(デイキャンプ)、関西大学のサークルとの交流等も行っております。
35	千里丘北育成室では、昼食作りはあるのですか。	千里丘北育成室では夏休みに昼食作り、おやつ作りを合計5回行いました。
36	千里丘北育成室に保護者会はありますか。	現在、保護者会はございません。
37	千里丘北育成室では保護者の意見を事業者にどのようにして伝えているのですか。	保護者からのご意見につきましては、直接指導員にお話しいただくことはもちろんですが、主任指導員が持つ専用の携帯電話とメールアドレスで、24時間いつでも意見をいただくことを可能にしています。また、6月と11月の第四土曜日の午前中には、親子ふれあいの場を設け、親子でドッジボールや体操を行いました。平日、育成室に来ることができない保護者にお越しいただき、指導員とお話しいただくことによって、育成室の雰囲気を感じていただけたら良い機会となりました。
【委託による保育内容等】		
38	市は委託先の指導員に指示できるのですか。	市から指導員に直接指示はできませんが、事業者に対して指導をすることとなります。
39	保育内容について市から指導はできるのですか。	可能です。児童育成課職員が随時、育成室を訪れ、仕様書どおり運営を行っているのか履行確認してまいります。問題点、疑問点等があれば事業者に改善を指示することとなります。
40	委託後に指導員の不手際でケガがあればどうなるのですか。	運営を業務委託しても市の事業であるため、保育中の瑕疵による怪我の責任は、これまでどおり市にございます。

NO	御質問の主旨	考え方
41	委託される育成室の指導員全員が一斉に入れ替わることで、混乱が生じ、児童が落ち着きを失い、育成室の生活、学校の生活にマイナスの影響をもたらすことが予想される。どのような対策をとるのか。	これまでも、直営の育成室で指導員が全員変わったということはありませんでした。その際は、児童育成課においてできる限りのバックアップを行ってきたところです。指導員は変わりますが、友達関係等、変わらないものもたくさんございます。スーパーバイザーの巡回等も重点的に行い、お子様にとって安心して過ごせる場になるよう努めてまいります。
42	児童が精神的に不安定になるなどした場合、市はどのように責任をとるのか。	指導員が一斉に交代することでお子さんが不安にならないよう、引継ぎ期間中に新たな指導員との交流を図ります。また、お子さんが育成室に行くのを嫌がったりすることは、現在でも見受けられますので、市と事業者が保護者様との懇談を行うなどして課題を探り、お子さんがほっとできる保育に努めてまいります。
43	夏休みなど勤務が長い日に午前と午後で指導員が入れ替わり、例えば午前にあった喧嘩などを午後から来た指導員が知らないのでは困ります。	勤務体制については、事業者が責任を持って適正な指導員配置を行うこととなります。現在の直営でも1日保育時は、円滑な運営が行えるよう適切な引継ぎを実施して、シフト勤務を行っています。それらを参考にしながら、事業者が指導員の配置方法を判断することとなります。
44	保育園で働いた経験があっても、小学生の保育をしたことがない方に指導員が務まるのでしょうか。	事業者には指導員に対し、児童の保育に関する必要な研修を求めており、市主催の研修会にも参加するよう努めてまいります。また、スーパーバイザーの巡回も重点的に行い、直営の育成室同様に保育のアドバイスをを行います。事業者の指導員も、保育士や教員等の資格を有しており、子どもに関する専門的な知識を有する指導員が、児童一人ひとりに丁寧に対応してまいります。
45	事業者が破綻した場合、指導員のストライキを起こした場合はどう対処するのか。	事業者の経営状況も審査しますので、経営破たんが危惧されるような事業者は選定しませんが、万一事業者による保育が提供されない事態に陥れば、直営の育成室から指導員を派遣し市が責任を持って保育を継続します。
46	放課後児童支援員研修の受講は事業者との協議事項ではなく、必ず受講させて欲しい。	今年度から新たに設けられた放課後児童支援員の認定研修は、全国の放課後児童クラブの指導員全員が受講する必要があります。一斉に受講することは不可能なため、国は5年間の経過措置を定めています。府内では、各自治体の受講枠を大阪府が決定しますが、年間に限られた人数しか研修に派遣できません。このため、直営と委託とに限らず、指導員を計画的に派遣していく必要があり、事業者との打合せが必要になるものです。
47	子どもの成長を一番に考えてほしい。	育成室事業は児童の健全育成を目的としており、お子さんの成長が何より大切なことは、直営、委託に関わらず最も留意すべきと捉えています。
48	現在実施中の各学年の役割分担や、異年齢集団の指導は、委託になると実施してもらえないのか。	放課後児童クラブ運営指針においても、学童保育は異年齢の集団保育としていますので、必然的に学年別の役割や異年齢での班活動等を取り入れた保育内容になります。
49	現在育成室で行われている遊びを継続して欲しい。	保育の中の遊びにつきましては、仕様書に「適切な遊びの指導」という項目を設け、委託事業者は入室児童に対して、適切な遊びや活動を企画、提供し、安全に行われることを指導するように定めております。現在、行われている伝承遊び等につきましても、事業者とも打合せを行い、できるだけ取り入れていきます。

NO	御質問の主旨	考え方
50	現在実施中の全ての取組みを、仕様書に定めて事業者に義務付けできないのか。	仕様書では、育成室事業の業務実施に関する基本的な事項と、それを果たすために必要な、指導員の業務内容を定めております。具体的な取組みについては、事業者が保護者の皆様の御意見をお聴きしながら、実施していくことになります。
51	緊急対応をどのように考えているかを教えて下さい。	防犯や衛生管理に関する緊急時には、市や小学校、その他関係機関に速やかに連絡し、連携して迅速な対応を行うことになっております。また、仕様書においては、事業者独自の安全管理マニュアルや、事故防止に備えたいわゆる「ヒヤリハット」の事例集を作成し共有するなど、安全確保に対して万全な体制を求めています。
52	学級懇談会を月1回ではなく増やして欲しい	これまで多くの保護者から、学級懇談会の毎月開催が負担であるとの声も寄せられているため、最低学期に1回以上としております。具体的な回数については、直営と同じように保護者の意見を参考にして開催するよう事業者に促してまいります。また、保護者同士の親睦を図るため、親子参加型行事の開催にも努めるよう、仕様書に定めています。
53	市が想定する混乱やリスクと対応方法	万一、委託による運営において課題が生じれば、市が責任を持って解消にあたります。発生した事象を詳細に確認したり整理を行うなどして原因を追究し、改善策を検討します。事業者には指導を行い、その後改善されたのかを見極めます。また、報告書を作成して再発防止のため、関係者で情報共有いたします。
54	毎日の連絡帳を書いて子どもの様子を伝えて欲しい	保護者との連絡調整のために、連絡帳を用いることを仕様書に記載しております。また、必要に応じて電話等の手段を用いることとしております。連絡帳の記入に関しては、現育成室において、連絡帳の記入に多くの時間を割くあまり、最も重要な業務の一つである、子どもたちの集団遊びの指導や、児童の見守りがすることが疎かになっている場面がたびたび見受けられ、指導員に対しては、もう少し連絡帳の記入の時間を減らし、子どもたちの集団遊びに積極的に関わるとの指導も行っているところです。千里丘北育成室においては、連絡帳の記入にかかる時間を減らし、子どもたちとの積極的な関わりを持つような運営が行われています。また、子どもたちには、育成室での出来事を家庭で話すことにより、親子の会話の一助になるような指導も同時に行われています。一方で、重要な出来事を伝えるときには、連絡帳への詳細な記述はもちろんですが、連絡帳のみに頼らず、電話等で直接お伝えするようにしており、連絡帳については、子どもたちの保育に傾ける時間とのバランスを考慮しながら、利用されております。保護者との情報共有につきましては、様々な業務とのバランスと考慮しながら、しっかりと行うよう事業者にも伝えてまいります。
【配慮を要する児童に関して】		
55	配慮を要する児童の受入れに際する指導員配置はどうなるのか。	特別な配慮を要する児童の受入れにつきましては、これまでどおり市内の会議体にて、どのような配慮が必要なのかを検討いたします。人的な配慮が必要と判断する場合は、事業者と協議し、委託料を上乘せして指導員を加配いたします。また、バリアフリー等施設的な改修が必要な場合は、市の責任でもって必要な対応を行ってまいります。
56	支援学校に行っている児童のバスのお迎えはこれからどうなるのですか。	今までと同じ対応になります。
57	要配慮児童の年限延長モデル事業はどうなるのですか。	4年生以降の配慮を要する児童受入れのモデル事業は、仕様書にも明記し、引き続き実施してまいります。
58	支援の必要な児童の保育について巡回相談は受けられるのですか。	今までと同様に実施していくよう、仕様書に明記しています。

NO	御質問の主旨	考え方
59	支援の必要な児童の保育についてスーパーバイザーは委託先でも活動できるのですか。	スーパーバイザーによる巡回・助言はこれまでどおり行ってまいります。平成28年度からは、委託する育成室が増えるためスーパーバイザーを増員する予定です。
60	発達障がいのある児童は、3月の引き継ぎだけでは引継ぎきれないと思う。支援を受けている児童にとって先生が変わることは不安。	支援の必要なお子様には、適切な接し方が大切なものと認識しております。指導員は変わりますが、友達関係等変わらないものもあります。周りの力も借りながら、スーパーバイザーの巡回も重点的に行い、しっかりと対応してまいります。また、事業者の指導員も、保育士や教員等の資格を有しています。子どもの事をしっかりと学んできた専門的な知識を有する指導員が、児童一人ひとりに丁寧に対応してまいります。
【おやつに関して】		
61	おやつ代の徴収は、現状どおりが良いという意見がある場合はどうなるのか。	おやつ代の実費徴収につきましては、委託事業者の業務とさせていただきます。おやつについては、保護者の皆様の御意見を十分聞いて実施することとしています。また、収支の透明性が大切であり、メニューや会計報告を詳細に行うよう、事業者に指示してまいります。
62	おやつはスナック菓子ばかりでなく、手作りのものも取り入れて欲しい	おやつの提供につきましては、仕様書に事業者が行う業務として位置付けております。さらに、おやつの内容は、保護者の意見に十分に配慮することとしており、特にアレルギーを有する児童については、当該保護者と綿密な打合せを行い、安全に提供することを求めています。
63	手作りおやつや昼食作りを実施して欲しい。	平成27年度から委託している千里丘北育成室におきましても、手作りおやつや昼食作りを実施しており、お子様の安全や衛生管理に心配のない範囲であれば、実施できると考えています。因みに、現在、各育成室で取組まれているクッキングは、決して給食等に代わる性質のものではなく、あくまでも保育中のイベントの一つとして実施しておりますので御理解ください。
【保護者会等に関して】		
64	今やっている行事は無くなってしまうのですか。 新しい指導員は保護者会が行う宿泊キャンプや運動会に参加してもらえないのですか。	デイキャンプや卒室式等の市主催行事はこれまで通り実施します。 宿泊キャンプ等の保護者会行事につきましては、保護者様の就労等の支援を目的とした、育成室事業には位置付けることはできません。従って、現在の指導員の参加につきましても、指導員の自主的な判断によるものです。保護者会や保護者会が集まって組織された任意団体の主催事業については、市の事業ではないため、事業者に参加を求めることはできません。ただし、児童を中心とした保護者同士の親睦も大切と考えていますので、事業者には、別途、仕様書において、親子参加型の行事を実施するよう求めています。
65	保護者会主催行事(泊キャンプ、運動会等)に向けた取組みを保育中に実施してもらえないのか。	現在においても、保育中に任意団体の主催行事には取組んでいません。市主催行事のデイキャンプや日頃の運動や遊戯など取組みの成果が、保護者会主催行事においても活かされているものと考えています。
66	事業所が保護者会をやめるように言うことはないですか。	そのようなことはありません。保護者会は任意の団体ですので、その活動について、市や事業者が干渉できないと認識しています。
67	保護者会の活動で育成室の部屋は借りられるのですか。	本来、育成室は貸出しを行う施設ではありませんが、保護者支援の役割を果たすため、当該育成室の保護者の皆様に限り、保護者同士の親睦を図ったり子どもたちのためのイベントを開催する場所として、これまでどおり貸出しを行ってまいります。

NO	御質問の主旨	考え方
68	保護者会で購入した物品の取扱いはどうなるのか	育成室の補修や備品等の整備を、委託開始までに行っておく必要があります。一定の予算は確保しておりますが、保護者会で購入された物品の取扱いにつきましては、市が保護者会と協議させていただいて、対応したいと考えています。引き続き使用させていただける物品がありましたら、その旨を事業者に伝え、不足する物品がありましたら、市が購入するなど整備に努めます。
【引継ぎに関して】		
69	引継ぎ期間を長く確保して欲しい。	平成28年1月中旬、委託予定事業者の決定後、事業者の責任者や担当者とは、現在の指導員も交えた打合せ等を直ちに開始し、当該育成室の運営内容など必要な事項を引き継いでまいります。引継ぎ保育については、平成27年度内に委託契約を締結し、配置予定の指導員が決定する3月となりますが、お子様との交流や顔合わせを中心に行うことにより、4月からの保育が円滑に行えるよう努めてまいります。
70	3月は取組が多く、引継ぎ期間として大丈夫ですか。	確かに3月は取り組みも多く忙しい時期ですが、育成室を知るためにはこの時期の引継ぎは必要と判断しております。引継ぎ期間は臨時指導員を増員する等、できるだけ多くの時間を割くことができるような対応を考えてまいります。
71	引継ぎは、当該育成室指導員とのヒアリングも十分行って学級状況等を把握し、時間を掛けへ行って欲しい。	指導員の意見等を聞き取りながら、指導員と児童育成課が意思統一し、事業者との詳細な打合せにあたります。児童個々の個性や、得意なことなどの情報についても、個人情報に十分留意しながら引き継いでまいります。
72	委託予定の育成室に事業者の主任指導員が出向き、今の指導員と共に1年働いてもらい、1年かけて引き継いでいくことはできないのですか。	委託事業者の指導員と直営の指導員が混在することは、業務委託における法令面での規制があるほか、市の指導員に余裕がないことなどから実施することは困難です。
73	引継ぎが上手くいかなかった場合の対応はどうするのか。	保育の引継ぎにつきましては、3月末までに確実に実施できるものと考えております。4月以降も育成室での保育内容につきましては、スーパーバイザーによる巡回等を随時行う等、万全を期してまいります。
【委託運営の調査など】		
74	市は、どれくらいの頻度で巡回し履行確認をしてくれるのですか。担当事務員が5か所についてくれるのですか。	千里丘北育成室には、最低週に1回は巡回しております。4月の最初の時期は重点的に毎日巡回しておりました。今後の状況によって、しっかりと巡回してまいります。委託育成室の拡大に対応するよう、児童育成課の職員体制を拡大して対応してまいりたいと考えています。
75	児童の出席確認を適切に対処しているか、どのように確認するのか	児童の出席確認は本事業の基本の一つと考えています。現在、育成室の現地視察は、基本的にアポイントなしに突然に行っていますが、次年度以降も、同様に抜き打ちで検査し、出欠簿の提出を求め、当日の児童の欠席理由が把握できているかなどを調査し、適切な運営がなされているのかを確認してまいります。
76	業務委託すれば、委託管理業務が追加で生じることを認識しているのか。その際、職員体制はどうなるのか。また、事業者のモニタリングの方法も示して欲しい。保育水準を維持するため検証体制を確保して欲しい。	平成28年度からの委託に伴う事務の増量、並びに直営の育成室の人事管理等の事務の減量を勘案し、児童育成課の職員を2人増員する予定です。また、保育の専門的な視点からの調査を充実するため、児童育成課に配置する元保育園長等のスーパーバイザーについても1人増員する予定です。現在の担当者にこれらの職員を加えて担当者を増員し、育成室の運営水準確保のための課の検証体制を強化します。 事業者へのモニタリングは、○各種書類の提出や聴き取り ○実地検査による保育の確認 ○入室率や出席率、途中退室の状況など開設状況の分析や他の育成室との比較 ○怪我の発生状況や原因 ○苦情の有無やその内容 ○保護者アンケート ○学校職員等への聴き取りなどについて、客観的に評価できるよう、チェックシートを用いて実施します。このように調査と評価を積み重ねて委託の検証を行ってまいります。

NO	御質問の主旨	考え方
77	業務委託となる育成室運営の検証のマネジメントについて、どのような点を留意するのか。	運営を業務委託する育成室の検証のマネジメントについては、児童育成課職員が現地に頻繁に赴き、仕様書や運営指針を守った保育が行われているか、年間計画や月間計画が児童の健全育成を目的に充実した内容で組み立てられており、それが計画どおり実行されているかなどを注意深く確認します。 また、現地で児童の様子を直接確認し、より良い保育が提供されているのかを常に把握しておくことが重要と考えています。
78	保育水準維持という点について、具体的な項目、計画を書面で示して欲しい。またチェックシートもなしで検証はできない。	仕様書の項番第6において、育成室事業の趣旨、目的、遵守すべき事項等基本的な内容を示し、それを具現化するための内容として、第10において指導員が従事すべき業務内容を列挙しています。これらの内容にどおり保育が行われることでその水準が維持されます。 また、委託による運営が開始されれば、これらの内容が遵守履行されているのかをチェックシートを用いて調査・確認していきます。
79	チェックシートの作成は、指導員の意見も聴いて行うべき。	チェックシートの作成は、日常の保育で留意すべき事項等、指導員ならではのと思われる内容もあるため、指導員の意見を聴きながら作成します。
【事業者選定基準等に関して】		
80	事業者選定基準の客観的指標がないのは問題ではないか、また、2次審査での最低点の設定や、指導員配置の項目の配点は高くすべきではないか。	審査基準の客観的指標については、審査に際し、採点に直結する内部資料であるため、募集要領等で公表することはできません。 審査基準については、御意見を受けて、より厳正な内容となるよう改めました。 また、指導員配置の項目についても配点を高くするよう改めました。
81	事業者選定に指導員経験者を入れて欲しい。	事業者の選定に指導員が参加することは困難ですが、児童にとって相応しい事業者かどうかの判断については、様々な子どもたちと長年にわたって接しており、児童のことを熟知し、学校現場にて育成室についても大変よく理解している小学校長を選定会議のメンバーに選任しており、厳しく判断していきます。
82	事業者選定の評価項目について、実績豊富な事業者が望ましいので活動実績の配点を上げるべき	事業者の応募要件としましては、これまでの保育の水準を保ち、指導員への細かい指示が即座に行え、迅速な対応が可能であることが望まれることから、市内に事業所を有する社会福祉法人、または学校法人としております。御質問のとおり、事業者の「活動実績の状況」は事業者選定にあたって大変重要と認識しております。しかしながら、他の評価項目も重要であり、総合的なバランスを考えて配点につきましては、当初案のとおりとしています。
83	事業者選定の評価項目について、事業者の運営方針に関して、現在の保護者と共催する行事を継続とした場合の評価を高くすることを明記して欲しい	育成室運営において、保護者連携や保護者支援は重要と考えており、仕様書において親子参加型の行事の実施に努めるよう求めるとともに、事業者選定に係る評価項目と基準においては、「保護者との連携」の基準中に「保護者支援の姿勢」を新たに設け配点を増やしています。 しかしながら、現在の一泊キャンプ等の保護者会行事については、市の事業に位置付けできないため、事業者が当該事業に参加することを評価に反映させることは困難です。
84	事業者選定の評価項目について、保護者との連携に関して、情報提供は育成室運営全体と児童個々のことと二つ有ることを明記するべき。	保護者への情報提供に関しては、事業者が保護者に伝えるべき内容をしっかりと認識しており、それをどのように伝えていくのかを審査時に評価することになります。御質問にあるような内容を事業者がしっかりと把握できているのかを審査いたします。

NO	御質問の主旨	考え方
85	事業者選定の評価項目について、障がい児に関する知識に関してどう評価するのか	「障がい児に関する十分な知識を有し」の判断につきましては、事業者の障がい児に関する実績や職員研修の実施状況等、事業者が責任を持って対応することができるかどうかを評価することとしております。 支援を要する児童の受入れにつきましては、市の療育施設からの助言やスーパーバイザーの巡回時の助言を受けることは仕様書で明記しており、事業者だけでなく、市もしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。
86	事業者選定の評価項目について、事業者の過去の事故も含め、安全対策をどう評価するのか。	児童の安全を確保することは、育成室事業で最も重要な事項です。 事業者の安全対策や安全確保の体制が万全を喫したのかどうかを評価しますが、過去に大きな事故の実績が有る場合は、その後、どのように対処し、改善が図られたのかを慎重に見極めてまいります。 また、仕様書においては、事業者独自の安全管理マニュアルや、事故防止に備えたいわゆる「ヒヤリハット」の事例集の作成と共有など、安全確保に対して万全の体制を求めてまいります。
87	事業者選定の評価項目について、現在の指導員の資格要件で配置できること、離職率が低く職員の処遇の良いこと、研修が行き届いていることを評価して欲しい	指導員体制につきましては、現行の育成室と同水準を求めております。 指導員の処遇につきましては、指導員の配置計画や人件費をどの程度見込んでいるのか等をヒアリングや書類審査でしっかりと確認してまいります。研修については、仕様書において事業者が実施することとしておりますが、市主催の研修への参加を積極的に呼びかける等、市・事業者ともに取り組んでまいります。
88	事業者選定の評価項目について、職員体制は重要、配点を上げるべき。	指導員配置に係る評価項目の配点については、説明会でいただいた御意見を参考に、配点を上げています。
89	審査基準をもっと厳しくしてほしい	説明会等でいただいた御意見も参考に、審査方法における最低通過の基準として、「全員から60点以上の採点を確保しており、かつ全評価項目において誰からも「劣っている」の評価を受けていない」とこと、より厳しい内容に変更しています。
【その他】		
90	次回の審議会は11月中旬であるが、審議会の意見は吸い上げないのですか。	これまでの、子ども・子育て支援審議会におきましては、「業務委託までの期間が短いため、保護者へのしっかりとした説明に努めること」や、「事業者による運営を検証する際には、配慮を要する児童への対応など、細やかに検証していくこと」などのご意見をいただいております。 また、11月24日の審議会では、市の業務として検証体制を確保・強化していくことや、検証方法の現時点での実施方法についての報告をいたしました。
91	学校の少人数学級編成や育成室の年限延長で新たな教室が必要になる。どのような対応を考えていくのですか。	委託予定の育成室は年限延長しても施設確保の課題が生じないと見込まれる育成室から選定しています。 委託・直営に関わらず、育成室の教室等の利用調整については、教育委員会と子ども部、その他関係部局による「吹田市の放課後対策施設等利用検討会議」において、教室の借用やプレハブ設置など、育成室の施設確保策などについて検討を進めております。
92	委託までに施設を補修するのですか。また、今後の施設整備はどうなるのですか。	委託開始までに、安全な保育環境の整備のため、畳の更新や床の研磨・塗り替えなど、必要な部分の補修を行いたいと考えております。土日での作業など、児童の保育に影響がないよう進めてまいります。
93	育成室の愛称の取扱い	「〇〇留守家庭児童育成室」は、条例上の正式名称です。「◎◎◎学級」は、各育成室の愛称として用いており、これまでどおり取扱いが変わることはありません。(◎◎◎とは、すみれ、すずめ、あすなろ、すぎのこ、ひまわり)
94	児童育成課が教育委員会に移管されると聞きましたが、育成室はどうなりますか。	育成室の事業内容に変更はありません。これまでどおり、保護者の就労支援と児童の健全育成を行ってまいります。 府内においてこの事業は、約半数が教育委員会の所管になっており、教育委員会に移管されることで、学校との連携がより円滑となり、施設確保等に対処しやすくなることを期待しています。

NO	御質問の主旨	考え方
95	公募途中で募集期間を延長した理由。	当初、11月中旬からの公募開始を予定していましたが、都度、寄せられる御意見を仕様書等に反映できないか検討に時間を要したことから、公募開始が予定よりも遅い11月26日からとなりました。この時点では、市報すいた12月号に12月14日の締め切りと掲載しており、ホームページも同様にアップしていました。その後、公募が開始され、事業者からの問い合わせ等により、やはり期間が短いと判断し、可能な範囲で締切日を延長したものです。